

# 雨風に耐えて鍛えて幸せの花を育てん 「主体的・対話的で深い学び」を通して



## 前期生徒会役員、委員会委員長、副委員長、級長の任命 4月23日(月)



4月23日(月)、集会で、平成30年度前期生徒会役員、委員会委員長、副委員長、級長の任命式を行いました。まず、生徒会役員6名の名前を呼ばれた時の返事のすばらしさに感動しました。やる気に満ち溢れた返事で、額田中学校をさらに自慢できる学校にしてもらえるだろうという期待感を高めました。次に、委員会委員長、副委員長、そして、級長の返事も最高でした。今、額田中学校は、生徒の「**相手を幸せにする挨拶**」により学校全体に活気があります。各学級が協力して取り組んでいるので、給食の準備もとても短時間にできています。

### 平成30年度前期生徒会役員

会長：Sくん  
副会長：Yさん  
役員：Kくん  
役員：Yさん  
役員：Oくん  
役員：Oさん

生徒会長のSくんが、4月23日(月)の給食の時間に「森の健康診断」について説明しました。「6月2日(土)、額田中学校に集合し、9:00~17:00の活動です。額中生で25名の参加を希望しています。7~8人のグループに分かれて、簡単な道具を使い、岡崎市内の森林の健康状態を調査します。1グループ2か所の森を回り、それぞれの場所で木の太さや高さ、本数、植物の種類などを調べます。この案内を全校生徒に配付します。5月2日(水)までにS先生に申し込んでください」

## 緊急事態に備え AED 講習会に真剣に取り組む教職員 4月20日(金)

額田消防署のI様、Y様、N様、I様を招いて



4月20日(金)、授業後の16時から17時までの約1時間、出張のない教職員16名が、AEDを活用した心肺蘇生法を実践できるようにAED講習会を受けました。額田消防署からI様をはじめ4名の講師を招きました。I様が「先生方は何度もAED講習会を受けていると思いますので、実践的な方法を学んでほしいと思います」と言われました。まず、今まで学習したことを活用して実践すると、「こういう場面ならどうしますか」と緊張感、切実感のある実習となりました。一番大切なことは、「**心臓マッサージを続けること。人工呼吸のタイミングを意識すること**」であることを学びました。

# 平成30年度額田中学校の「いじめ防止」に対する考え方 「いじめ」のない、生徒に「幸せの花」を育てる学校をめざします

## 1 学校いじめ防止基本方針（額田中学校ホームページに掲載されているものを一部抜粋）

いじめは、人の命も奪いかねない絶対に許されない行為である。いじめを起こさせないためには、「いじめはどこでも起こりうる」という認識のもと、いじめにつながる些細な兆候を見逃さないことが重要である。そのためにも、一部の教員が動くのではなく、学校全体で組織的に対応していく必要がある。

学校は生徒にとって安心できる場であり、伸び伸びとその個性を伸ばせる場でなければならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを推進する。

## 2 いじめの定義について

この基本方針において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「いじめ・不登校対策委員会」を活用し、組織的に判断することが求められている。

## 3 いじめ撲滅宣言

生徒会とタイアップし人権集会を開き、いじめ撲滅宣言を全校で宣言する。  
「いじめをしない させない 見逃さない」と各自宣言する。

## 4 いじめ防止対策組織

「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えに対し組織として対応する。構成員は、校長、教頭、主幹、教務、校務、校務補佐、指導員、養教、学年主任、生徒主事、進路主事とし、必要に応じて、スクールカウンセラーを加える。

### （１）「いじめ防止対策組織」の役割

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認  
学校評価アンケートをもとに、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発  
年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。  
いじめアンケートや教育相談の結果を集約・分析し、効果的ないじめ防止対策に努める。
- ③ 生徒や保護者、地域に向けての情報発信と意識啓発  
ア 学校のみで解決することに固執しない。  
・保護者の訴えや地域の人からの情報提供には謙虚に耳を傾ける。  
イ 開かれた学校づくりに努める。  
・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況等を発信する。  
・積極的に学校の指導方針や取組を知らせ、保護者や地域の理解や協力を得る。  
ウ 情報は隠蔽することなく、正確な情報を伝える。  
・実際にいじめが発生したときには、個人情報の取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行い、保護者や地域の信頼を確保する。  
エ 関係機関との連携  
・学校の指導の限界を超える深刻ないじめについては、警察署と連携して対処する。  
・日常的に警察と連携協力できる関係を築く。
- ④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）  
・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。  
・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。  
・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導支援を行う。

### （２）校内指導体制の整備

- ① 生徒の実態把握  
・毎週金曜日の２時間目にいじめ不登校対策委員会・生徒指導委員会を開き、生徒に関する情報交換を行う。生活に関するアンケートや個別面談を学期に２回実施する。
- ② 危機管理の心構え「さしすせそ」の確認  
・「さ」：最悪を想定する。「し」：慎重に対処する。「す」：素早く対処する。  
「せ」：誠意をもって対処する。「そ」：組織の一員として対処する
- ③ 生徒指導部の機能化  
・いじめ問題をはじめ、生活指導上の問題について確実な情報交換や対策を協議する。  
・職員との連携を密にし、知り得た情報を効果的に活用する。